

8章 喘息治療薬用定量噴霧吸入器からのオゾン層破壊物質の環境中への排出

1. 喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-11 の環境中への排出

喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-11 の環境中への排出は、定量噴霧吸入器で喘息治療薬を噴射する際に使用される噴射剤としての CFC-11 の環境中への排出を対象とします。

排出量の推計式

IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁では、温室効果ガスである HFC と PFC の喘息治療薬からの環境中への排出について、当該年に販売された喘息治療薬に使用されている HFC と PFC の量に当該年の排出係数を乗じたものと、当該年の 1 年前に販売された喘息治療薬に使用されている HFC と PFC の量に、100% から当該年の排出係数を引いた数値を乗じたものを足し合わせ推計するとされています。

本推計においては、IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁の考え方にに基づき推計を行います。

$$\boxed{\text{環境中への排出量 (t/年)}} = \boxed{\text{(A)当該年の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-11 の充填量 (t/年)}} \times \boxed{\text{(B)排出係数 (\%)}} + \boxed{\text{(A)1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-11 の充填量 (t/年)}} \times \left[1 - \boxed{\text{(B)排出係数 (\%)}} \right]$$

排出量の推計式に用いる各種数値情報

(A) 当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-11 の充填量

当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-11 の充填量については、日本製薬団体連合会により調査が行われていることから、本推計においては、日本製薬団体連合会の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-11 の充填量を使用します。なお、数値情報は暦年となっています。

	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)
喘息治療薬噴射剤としてのCFC-11の充填量(t/年)	0.40	0

出所 日本製薬団体連合会

(B) 排出係数

排出係数(\%)	50
----------	----

出所 IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89頁

平成 17 年度の排出量推計

ここでは、本推計手法である排出量の推計式と、排出量の推計式に用いる各種情報を用いて、平成 17 年度分の 1)全国の排出量、2)算出事項毎の排出量、3)都道府県別の排出量を推計します。

1) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の推計

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量を推計し、0.200 t になります。

平成17年(2005年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-11の充填量(t/年)	(1)	0
排出係数(%)	(2)	50
平成16年(2004年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-11の充填量(t/年)	(3)	0.40
CFC-11の全国の届け出られた排出量以外の排出量(t/年)	$(4)=(1) \times (2)/100 + (3) \times (1 - (2)/100)$	0.200

2) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

届け出られた排出量以外の排出量の算出事項とは、PRTR 対象業種(対象業種)、PRTR 対象業種外(対象業種外)、家庭、移動体の 4 つをさします。

喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-11 の届け出られた排出量以外の排出量は、喘息治療薬用噴射剤が充填されている定量噴霧吸入器が、主に家庭で使用されていることから、本推計においては、家庭からの排出を対象とします。

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計します。

排出は家庭からであるとしているので、1)で推計した排出量は全て家庭からの排出量となります。

		家庭
CFC-11の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の 排出量(t/年)	(4)	0.200

3) 都道府県別に届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

都道府県別の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量は 2) の考えに基づき、2) で推計した全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量に、全国の喘息患者数に占める都道府県別の喘息患者数の割合を乗じることで推計します。

ここでは平成 17 年度の都道府県別の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計します。なお、喘息患者数は厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室「患者調査」を使用しますが、3 年おきの調査であり最新版は平成 14 年であるため、本推計においては平成 14 年の統計を使用します。

(A)家庭からの排出量

	喘息患者数 (千人:平成14年) (5)	喘息患者数の割合 (%) (6)=(5)/ (5)	CFC-11の排出量 (t/年) (7)=(4) × (6)/100
全国計	151.6	100	0.200
北海道	9.0	5.9	0.012
青森県	1.8	1.2	0.002
岩手県	1.6	1.1	0.002
宮城県	3.1	2.0	0.004
秋田県	1.7	1.1	0.002
山形県	1.6	1.1	0.002
福島県	3.4	2.2	0.004
茨城県	3.0	2.0	0.004
栃木県	2.2	1.5	0.003
群馬県	3.1	2.0	0.004
埼玉県	8.2	5.4	0.011
千葉県	7.2	4.7	0.009
東京都	13.0	8.6	0.017
神奈川県	7.7	5.1	0.010
新潟県	3.2	2.1	0.004
富山県	1.6	1.1	0.002
石川県	1.2	0.8	0.002
福井県	0.8	0.5	0.001
山梨県	0.8	0.5	0.001
長野県	1.9	1.3	0.003
岐阜県	2.6	1.7	0.003
静岡県	4.5	3.0	0.006
愛知県	10.0	6.6	0.013
三重県	1.6	1.1	0.002
滋賀県	1.2	0.8	0.002
京都府	2.5	1.6	0.003
大阪府	9.1	6.0	0.012
兵庫県	5.6	3.7	0.007
奈良県	1.3	0.9	0.002
和歌山県	1.1	0.7	0.001
鳥取県	0.6	0.4	0.001
島根県	1.0	0.7	0.001
岡山県	2.2	1.5	0.003
広島県	5.5	3.6	0.007
山口県	1.5	1.0	0.002
徳島県	1.0	0.7	0.001
香川県	1.4	0.9	0.002
愛媛県	1.9	1.3	0.003
高知県	0.8	0.5	0.001
福岡県	6.5	4.3	0.009
佐賀県	1.2	0.8	0.002
長崎県	2.6	1.7	0.003
熊本県	2.1	1.4	0.003
大分県	1.6	1.1	0.002
宮崎県	2.0	1.3	0.003
鹿児島県	2.5	1.6	0.003
沖縄県	1.6	1.1	0.002

出所 (5)厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計室「患者調査(3閲覧第99表 推計患者数(患者住所地),入院-外来・施設の種別×傷病大分類×都道府県別の「喘息」)」

(http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/cgi/sse_kensaku)平成14年

なお、喘息患者数は上記により公表されている全国計の数値は152.8千人となっていますが、公表されている各都道府県別の数値を合計すると151.6千人となることから、本推計では151.6千人を使用します。

2. 喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-12 の環境中への排出

喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-12 の環境中への排出は、定量噴霧吸入器で喘息治療薬を噴射する際に使用される噴射剤としての CFC-12 の環境中への排出を対象とします。

排出量の推計式

IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁では、温室効果ガスである HFC と PFC の喘息治療薬からの環境中への排出について、当該年に販売された喘息・治療薬に使用されている HFC と PFC の量に当該年の排出係数を乗じたものと、当該年の 1 年前に販売された喘息治療薬に使用されている HFC と PFC の量に、100% から当該年の排出係数を引いた数値を乗じたものを足し合わせ推計するとされています。

本推計においては、IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁の考え方にに基づき推計を行います。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{環境中への} \\ \text{排出量} \\ \text{(t/年)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{(A)当該年の喘息} \\ \text{治療薬用噴射剤と} \\ \text{しての CFC-12 の} \\ \text{充填量 (t/年)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{(B)排出} \\ \text{係数(\%)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{(A)1 年前の喘息} \\ \text{治療薬用噴射剤} \\ \text{として CFC-12} \\ \text{の充填量 (t/年)} \end{array}} \times \left[1 - \boxed{\begin{array}{c} \text{(B)排出} \\ \text{係数(\%)} \end{array}} \right]$$

排出量の推計式に用いる各種数値情報

(A) 当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-12 の充填量

当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-12 の充填量については、日本製薬団体連合会により調査が行われていることから、本推計においては、日本製薬団体連合会の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-12 の充填量を使用します。なお、数値情報は暦年となっています。

	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)
喘息治療薬用噴射剤としてのCFC-12の充填量(t/年)	0.93	0

出所 日本製薬団体連合会

(B) 排出係数

排出係数(%)	50
---------	----

出所 IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89頁

平成 17 年度の排出量推計

ここでは、本推計手法である排出量の推計式と、排出量の推計式に用いる各種情報を用いて、平成 17 年度分の 1)全国の排出量、2)算出事項毎の排出量、3)都道府県別の排出量を推計します。

1) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の推計

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量を推計し、0.465 t になります。

平成17年(2005年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-12の充填量(t/年)	(1)	0
排出係数(%)	(2)	50
平成16年(2004年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-12の充填量(t/年)	(3)	0.93
CFC-12の全国の届け出られた排出量以外の排出量 (t/年)	$(4)=(1) \times (2)/100$ $+ (3) \times (1 - (2)/100)$	0.465

2) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

届け出られた排出量以外の排出量の算出事項とは、PRTR 対象業種(対象業種)、PRTR 対象業種外(対象業種外)、家庭、移動体の 4 つをさします。

喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-12 の届け出られた排出量以外の排出量は、喘息治療薬用噴射剤が充填されている定量噴霧吸入器が、主に家庭で使用されていることから、本推計においては、家庭からの排出を対象とします。

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計します。

排出は家庭からであるとしているので、1)で推計した排出量は全て家庭からの排出量となります。

		家庭
CFC-12の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の 排出量(t/年)	(4)	0.465

3) 都道府県別に届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

都道府県別の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量は 2) の考えに基づき、2) で推計した全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量に、全国の喘息患者数に占める都道府県別の喘息患者数の割合を乗じることで推計します。

ここでは平成 17 年度の都道府県別の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計します。なお、喘息患者数は厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室「患者調査」を使用しますが、3 年おきの調査であり最新版は平成 14 年であるため、本推計においては平成 14 年の統計を使用します。

(A)家庭からの排出量

	喘息患者数 (千人:平成14年) (5)	喘息患者数の割合 (%) (6)=(5)/ (5)	CFC-12の排出量 (t/年) (7)=(4) × (6)/100
全国計	151.6	100	0.465
北海道	9.0	5.9	0.028
青森県	1.8	1.2	0.006
岩手県	1.6	1.1	0.005
宮城県	3.1	2.0	0.010
秋田県	1.7	1.1	0.005
山形県	1.6	1.1	0.005
福島県	3.4	2.2	0.010
茨城県	3.0	2.0	0.009
栃木県	2.2	1.5	0.007
群馬県	3.1	2.0	0.010
埼玉県	8.2	5.4	0.025
千葉県	7.2	4.7	0.022
東京都	13.0	8.6	0.040
神奈川県	7.7	5.1	0.024
新潟県	3.2	2.1	0.010
富山県	1.6	1.1	0.005
石川県	1.2	0.8	0.004
福井県	0.8	0.5	0.002
山梨県	0.8	0.5	0.002
長野県	1.9	1.3	0.006
岐阜県	2.6	1.7	0.008
静岡県	4.5	3.0	0.014
愛知県	10.0	6.6	0.031
三重県	1.6	1.1	0.005
滋賀県	1.2	0.8	0.004
京都府	2.5	1.6	0.008
大阪府	9.1	6.0	0.028
兵庫県	5.6	3.7	0.017
奈良県	1.3	0.9	0.004
和歌山県	1.1	0.7	0.003
鳥取県	0.6	0.4	0.002
島根県	1.0	0.7	0.003
岡山県	2.2	1.5	0.007
広島県	5.5	3.6	0.017
山口県	1.5	1.0	0.005
徳島県	1.0	0.7	0.003
香川県	1.4	0.9	0.004
愛媛県	1.9	1.3	0.006
高知県	0.8	0.5	0.002
福岡県	6.5	4.3	0.020
佐賀県	1.2	0.8	0.004
長崎県	2.6	1.7	0.008
熊本県	2.1	1.4	0.006
大分県	1.6	1.1	0.005
宮崎県	2.0	1.3	0.006
鹿児島県	2.5	1.6	0.008
沖縄県	1.6	1.1	0.005

出所 (5)厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計室「患者調査(3閲覧第99表 推計患者数(患者住所地),入院-外来・施設の種類×傷病大分類×都道府県別の「喘息」)」

(http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/cgi/sse_kensaku)平成14年

なお、喘息患者数は上記により公表されている全国計の数値は152.8千人となっていますが、公表されている各都道府県別の数値を合計すると151.6千人となることから、本推計では151.6千人を使用します。

3. 喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-113 の環境中への排出

喘息・治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-113 の環境中への排出は、定量噴霧吸入器で喘息治療薬を噴射する際に使用される噴射剤としての CFC-113 の環境中への排出を対象とします。

排出量の推計式

IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁では、温室効果ガスである HFC と PFC の喘息・治療薬からの環境中への排出について、当該年に販売された喘息・治療薬に使用されている HFC と PFC の量に当該年の排出係数を乗じたものと、当該年の 1 年前に販売された喘息・治療薬に使用されている HFC と PFC の量に、100% から当該年の排出係数を引いた数値を乗じたものを足し合わせ推計するとされています。

本推計においては、IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁の考え方にに基づき推計を行います。

$$\boxed{\text{環境中への排出量 (t/年)}} = \boxed{\text{(A) 当該年の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-113 の充填量 (t/年)}} \times \boxed{\text{(B) 排出係数 (\%)}} + \boxed{\text{(A) 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-113 の充填量 (t/年)}} \times \left[1 - \boxed{\text{(B) 排出係数 (\%)}} \right]$$

排出量の推計式に用いる各種数値情報

(A) 当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-113 の充填量

当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-113 の充填量については、日本製薬団体連合会により調査が行われていることから、本推計においては、日本製薬団体連合会の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-113 の充填量を使用します。なお、数値情報は暦年となっています。

	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)
喘息治療薬用噴射剤としてのCFC-113の充填量(t/年)	0.00	0

出所 日本製薬団体連合会

(B) 排出係数

排出係数(%)	50
---------	----

出所 IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89頁

平成 17 年度の排出量

ここでは、本推計手法である排出量の推計式と、排出量の推計式に用いる各種情報を用いて、平成 17 年度分の 1)全国の排出量、2)算出事項毎の排出量、3)都道府県別の排出量を推計します。

1) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の推計

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量を推計し、0.000 t になります。

平成17年(2005年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-113の充填量(t/年)	(1)	0
排出係数(%)	(2)	50
平成16年(2004年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-113の充填量(t/年)	(3)	0.00
CFC-113の全国の届け出られた排出量以外の排出量 (t/年)	$(4)=(1) \times (2)/100$ $+ (3) \times (1 - (2)/100)$	0.000

2) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

届け出られた排出量以外の排出量の算出事項とは、PRTR 対象業種(対象業種)、PRTR 対象業種外(対象業種外)、家庭、移動体の 4 つをさします。

喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-113 の届け出られた排出量以外の排出量は、喘息治療薬用噴射剤が充填されている定量噴霧吸入器が、主に家庭で使用されていることから、本推計においては、家庭からの排出を対象とします。

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計します。

排出は家庭からであるとしているので、1)で推計した排出量は全て家庭からの排出量となります。

		家庭
CFC-113の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の 排出量(t/年)	(4)	0.000

3) 都道府県別に届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

ここでは平成 17 年度の都道府県別の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計しますが、全国の届け出られた排出量以外の排出量がゼロであるため、都道府県毎の算出事項毎の排出量もゼロとなります。

4. 喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-114 の環境中への排出

喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-114 の環境中への排出は、定量噴霧吸入器で喘息治療薬を噴射する際に使用される噴射剤としての CFC-114 の環境中への排出を対象とします。

排出量の推計式

IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁では、温室効果ガスである HFC と PFC の喘息・治療薬からの環境中への排出について、当該年に販売された喘息・治療薬に使用されている HFC と PFC の量に当該年の排出係数を乗じたものと、当該年の 1 年前に販売された喘息・治療薬に使用されている HFC と PFC の量に、100% から当該年の排出係数を引いた数値を乗じたものを足し合わせ推計するとされています。

本推計においては、IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89 頁の考え方にに基づき推計を行います。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{環境中へ} \\ \text{の排出量} \\ \text{(t/年)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{(A)当該年の喘息} \\ \text{治療薬用噴射剤と} \\ \text{しての CFC-114 の} \\ \text{充填量 (t/年)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{(B)排出} \\ \text{係数(\%)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{(A)1 年前の喘息治} \\ \text{療薬用噴射剤とし} \\ \text{ての CFC-114 の充} \\ \text{填量 (t/年)} \end{array}} \times \left[1 - \boxed{\begin{array}{c} \text{(B)排出} \\ \text{係数(\%)} \end{array}} \right]$$

排出量の推計式に用いる各種数値情報

(A) 当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-114 の充填量

当該年及び 1 年前の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-114 の充填量については、日本製薬団体連合会により調査が行われていることから、本推計においては、日本製薬団体連合会の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-114 の充填量を使用します。なお、数値情報は暦年となっています。

	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)
喘息治療薬用噴射剤としてのCFC-114の充填量(t/年)	0.07	0

出所 日本製薬団体連合会

(B) 排出係数

排出係数(%)	50
---------	----

出所 IPCC Good Practice Guideline and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.89頁

平成 17 年度の排出量推計

ここでは、本推計手法である排出量の推計式と、排出量の推計式に用いる各種情報を用いて、平成 17 年度分の 1)全国の排出量、2)算出事項毎の排出量、3)都道府県別の排出量を推計します。

1) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の推計

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量を推計し、0.035 t になります。

平成17年(2005年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-114の充填量(t/年)	(1)	0
排出係数(%)	(2)	50
平成16年(2004年)の喘息治療薬用噴射剤としての CFC-114の充填量(t/年)	(3)	0.07
CFC-114の全国の届け出られた排出量以外の排出量 (t/年)	$(4)=(1) \times (2)/100$ $+ (3) \times (1 - (2)/100)$	0.035

2) 全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

届け出られた排出量以外の排出量の算出事項とは、PRTR 対象業種(対象業種)、PRTR 対象業種外(対象業種外)、家庭、移動体の 4 つをさします。

喘息治療薬用定量噴霧吸入器からの CFC-114 の届け出られた排出量以外の排出量は、喘息治療薬用噴射剤が充填されている定量噴霧吸入器が、主に家庭で使用されていることから、本推計においては、家庭からの排出を対象とします。

ここでは平成 17 年度の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計します。

排出は家庭からであるとしているので、1)で推計した排出量は全て家庭からの排出量となります。

		家庭
CFC-114の全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の 排出量(t/年)	(4)	0.035

3) 都道府県別に届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量の推計

都道府県別の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量は 2) の考えに基づき、2) で推計した全国の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量に、全国の喘息患者数に占める都道府県別の喘息患者数の割合を乗じることで推計します。

ここでは平成 17 年度の都道府県別の届け出られた排出量以外の排出量の算出事項毎の排出量を推計します。なお、喘息患者数は厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室「患者調査」を使用しますが、3 年おきの調査であり最新版は平成 14 年であるため、本推計においては平成 14 年の統計を使用します。

(A)家庭からの排出量

	喘息患者数 (千人:平成14年) (5)	喘息患者数の割合 (%) (6)=(5)/ (5)	CFC-114の排出量 (t/年) (7)=(4) × (6)/100
全国計	151.6	100	0.035
北海道	9.0	5.9	0.002
青森県	1.8	1.2	0.000
岩手県	1.6	1.1	0.000
宮城県	3.1	2.0	0.001
秋田県	1.7	1.1	0.000
山形県	1.6	1.1	0.000
福島県	3.4	2.2	0.001
茨城県	3.0	2.0	0.001
栃木県	2.2	1.5	0.001
群馬県	3.1	2.0	0.001
埼玉県	8.2	5.4	0.002
千葉県	7.2	4.7	0.002
東京都	13.0	8.6	0.003
神奈川県	7.7	5.1	0.002
新潟県	3.2	2.1	0.001
富山県	1.6	1.1	0.000
石川県	1.2	0.8	0.000
福井県	0.8	0.5	0.000
山梨県	0.8	0.5	0.000
長野県	1.9	1.3	0.000
岐阜県	2.6	1.7	0.001
静岡県	4.5	3.0	0.001
愛知県	10.0	6.6	0.002
三重県	1.6	1.1	0.000
滋賀県	1.2	0.8	0.000
京都府	2.5	1.6	0.001
大阪府	9.1	6.0	0.002
兵庫県	5.6	3.7	0.001
奈良県	1.3	0.9	0.000
和歌山県	1.1	0.7	0.000
鳥取県	0.6	0.4	0.000
島根県	1.0	0.7	0.000
岡山県	2.2	1.5	0.001
広島県	5.5	3.6	0.001
山口県	1.5	1.0	0.000
徳島県	1.0	0.7	0.000
香川県	1.4	0.9	0.000
愛媛県	1.9	1.3	0.000
高知県	0.8	0.5	0.000
福岡県	6.5	4.3	0.002
佐賀県	1.2	0.8	0.000
長崎県	2.6	1.7	0.001
熊本県	2.1	1.4	0.000
大分県	1.6	1.1	0.000
宮崎県	2.0	1.3	0.000
鹿児島県	2.5	1.6	0.001
沖縄県	1.6	1.1	0.000

出所 (5)厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計室「患者調査(3閲覧第99表 推計患者数(患者住所地),入院-外来・施設の種類×傷病大分類×都道府県別の「喘息」)」

(http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/cgi/sse_kensaku)平成14年

なお、喘息患者数は上記により公表されている全国計の数値は152.8千人となっていますが、公表されている各都道府県別の数値を合計すると151.6千人となることから、本推計では151.6千人を使用します。